

# 教育における体罰禁止通達後 3 か年にわたる運動部での 体罰の現状と体罰禁止教育の効果

Coaches' Corporal Punishment Behaviors at the School Sport Club over Three years after the Corporal Punishment Prohibition Notification in Education, and the Effect of Corporal Punishment Prohibition Education

キーワード：体育系女子学生、質問紙、認知

Keywords: female students majoring in physical education, questionnaire, cognition

阿江 美恵子

AE Mieko

## Abstract

Notification of the ban on corporal punishment in Japanese education was issued in 2013, and coaches' use of corporal punishment in school sport clubs has subsequently decreased, but it is still scattered.

This study was planned for two purposes related to sport coaches' use of corporal punishment. The first was to examine the corporal punishment from sport coaches in participants' third year of high school. Participants were 1st grade female students entering a women's college of physical education. The second was to show the effect of corporal punishment prevention education, comparing participants' recognition about sport coaches' corporal punishment before and after classes on corporal punishment prevention.

A corporal punishment survey was conducted over three years: with 180 people in 2015, 177 people in 2016, and 178 people in 2017. In 2015 only, a survey was conducted to examine the effects of the prevention of corporal punishment. Before the class, 180 people were surveyed, and after the class, 195 people were surveyed. 192 people were also surveyed after a discussion.

High school sport coaches' corporal punishment of students has decreased gradually over the past 3 years, but it was still experienced by 10 percent of participants.

The main reasons for corporal punishments were, "I couldn't do properly what the coach told me to do" and "I was beaten as a representative of all team members". Most participants respected their coaches. Despite corporal punishment, comparing the group that experienced corporal punishment and the group that didn't experience corporal punishment, the former group participated in national competitions more frequently.

After the corporal punishment prohibition classes, the negative side of corporal punishment was understood, and those who think that corporal punishment is unnecessary increased in number. In addition, if they were punished corporally in the future, many participants said they would be more likely to consult with others. However, after

participants discussed in small groups, affirmative thoughts about corporal punishment increased, and selections of the items, “it is unavoidable” and “do not know” reached 40 percent. As the result was influenced by the recognition that corporal punishment is necessary for higher competitive results, it is important to devise a topic emphasizing the negative results of corporal punishments.

## 1. 緒言

2012年に大阪市内の高校生が、部活動での指導者からの体罰を苦にして自殺したことの報道を受け、2013年春に文部科学省は学校の指導や運動部活動における体罰禁止を通達した(文部科学省、2013a)。それと同時に2012年4月から2013年1月までに発生した体罰の報告書が2013年4月にまとめられた(文部科学省、2013b)。それによると、学校種別では中学校での体罰が大変多かった。体罰の場面は授業中と部活動が多く、部活動は中学校・高校が多いと報告された。

筆者は1990年代に運動部における体罰の実態をいくつかの方向から調査し、体罰を受けた生徒が体罰を肯定する問題を論じ(阿江、1990、1991)、体罰体験を持つものが運動部の指導を行うと再び体罰指導を繰り返すことを指摘した(阿江、2000)。

2013年は体罰問題が社会問題として広がり、過去に運動部で体罰体験のあるグループは「なぜいけないかわからない」という声を上げ、体罰必要論まで広がりそうな気配もあった。鈴木(2014)は、体罰で処分された教職員の状況調査により「体罰」の概念を整理し、「体罰」は「指導」の延長線上と認識されているため、学校教育から排除できないことを指摘した。しかし、先述の文部科学省の通達や体育・スポーツ界をあげての「体罰根絶宣言」(日本体育学会、2013)により、やっと体罰は禁止すべきものという認識が広がった<sup>注1)</sup>。

その流れを受けて、運動部指導者の体罰の現状や、体罰の背景に迫る研究が相次いだ。近藤(2017)は、2016年(2015年、2017年を一部含む)の体罰問題に関する21編の研究をレビューし、実態、意識、防止、理論の4つに分類した。近藤(2017)の視点に倣い、体罰が問題となった次の年である2014年以降のスポーツにおける(部活動を含む)体罰の研究

をレビューし、本研究に関わるものについて以下にまとめた。

実態・意識に関しては、藤田ほか(2014)、佐々木(2015)、宮坂ほか(2016)、谷釜ほか(2016a)が体育系大学生を対象に実態と認識を調査した。森ほか(2015)は、体育系大学生を対象に体罰体験を調査し、指導者の虐待や暴力から子どもを保護するイギリスと同じ制度を導入すべきと提言している。また、宮坂ほか(2018)は体罰に対する潜在的な意識を探り、体罰根絶のための指導法を検討した。体罰の原因となる部活動の構造から体罰肯定の問題を論じた庄形(2018)は、自らが成長したとを感じる運動部活動の「意義」が、体罰肯定意識を形成することを見出した。さらに、齋藤ほか(2016)は、日本、韓国、イタリアの体罰の状況を比較した。各国の体育系の学生を対象とした体罰に関する調査の結果、イタリア<日本<韓国の順に体罰容認が高くなることが示され、イタリアの被体罰経験が最も少ないことが示された。体罰の実態調査では、体罰は容認できるという考えがどの研究の結果からも一定数見られ、問題解決を行わなければ体罰が根絶できないことが理解できる。

実態調査の結果に大きな変化がなくなって、次にはスポーツの指導で体罰を根絶するための理論・防止に焦点を当てた研究がいくつか見られるようになった。松田(2015)はスポーツ集団で体罰が温存されることをフロイトの集団心理学から、指導者にあこがれる選手や良い指導者になろうとする指導者が、その理想を維持するために体罰に関わってしまうと論じた。さらに松田(2016)は、教師という存在が暴力性を持つことから体罰が生まれるという視点で、体罰解決のための本質に迫ろうとした。教師の持つ「権威」を生徒との関係性で健全にすることと教師が陥りやすい自己保存欲求を自己省察・自己懐疑を繰り返すこと

で生じさせないようにするという提言である。谷釜ほか(2016b)は大学4年生(2013年に入学)を対象にした体罰排除教育の効果を検討し、谷釜ほか(2016c)は所属運動部による体罰認識の違い、運動部所属と非所属による体罰認識の違いを明らかにした。

過去の部活動における体罰の実態調査から、体罰を根絶することの難しさが様々な観点から指摘されている。しかし、齋藤ほか(2016)のイタリアの体罰容認の低さからわかるように、体罰を減少することは可能であろう。そのためには体罰を継続的に監視し、追跡することが必要だと考えられる。

筆者はスポーツ指導者を目指す学生に体罰禁止を認識させるための教育が重要であると考え、担当する授業科目で体罰指導の問題を示し、学生の考え方を容れさせたいと考えた。本研究では、3か年にわたる体育系女子大学1年生への調査から、高校運動部での体罰の状況を明らかにすることを第一の目的とした。次に体罰禁止を提示した授業内容がどこまで学生の認識を変えられるか、効果の測定をすることを第二の目的とした。

## 2. 方法

### ①体罰体験の実態調査

#### A. 高校3年次の運動部指導者からの体罰の有無

2015年から2017年の3年間、体育系女子大学1年生を対象とした体罰経験の有無を問う調査を行った。

参加者：2015年 180名、2016年 177名、  
2017年 178名

#### B. 体罰指導の実態調査

2015年 体育系女子大学1年生 180名

高校での部活動の様子、他の部活動での体罰の目撃などを詳細に質問した。これらは上記Aの調査と

同時に実施した。

### ②体罰禁止授業の効果測定

調査は2015年に実施し、参加者は体育系女子大学1年生の2クラスとした。大学1年生は3クラス編成の授業であった。

参加者：授業前180名、授業後195名、

ディスカッション後192名

参加者には、体罰問題を扱う授業の前、授業後、授業後に実施したグループディスカッションでの話し合いの後、の3回調査を実施した。授業後の調査では、授業前の調査に参加したかどうかを確認し、事前の調査に参加しなかったものは集計から削除した。しかし、授業前と授業後で授業後の人数が多いという結果になったので、授業前に調査の参加を拒否したものが含まれていたり、授業前に回答していないものが含まれている可能性がある。また、体罰防止教育に欠席したのも含まれている可能性がある。

調査のデザインは表のとおりである。

体罰禁止授業の前後調査では、体罰に対する認識を質問した。本研究で紹介した内容は以下の項目である。指導者が暴力(体罰)を用いることについての考え、指導で暴力が必要だと思うか(必要ないから必要まで5段階評価尺度)、将来の自分の指導行動での体罰の使用予測(5項目から1択)、体罰ありで大きな大会に出場した場合のうれしさ評価(5段階評価尺度)、指導者の体罰に出会ったときの行動予測(5項目1択)であった。授業前のみ、指導者の体罰が問題になった時にどのように感じたか(項目を提示、複数回答)、授業後のみ、体罰防止が理解できたか(12項目、5段階評定尺度)を問うた。

グループディスカッションでは、6~8名グループを作成し「指導者の体罰をどのように思うか」(20分

表. 調査の概要

体罰体験の実態調査	体罰禁止授業 2コマ	体罰の考え調査	ビデオ、グループディスカッション 1コマ	体罰の考え変容 調査
-----------	---------------	---------	-------------------------	---------------



らい)を各グループで話し合い、その後話し合いの結果に影響されたかを問う質問紙調査を実施した。話し合いで感じたこと(13項目、複数回答)、指導で暴力を用いることの是非(全く思わないから、非常に思うまで4段階評定尺度)、将来の自分の指導行動での体罰の使用予測(5項目から1択)、であった。

### ③体罰禁止の授業内容

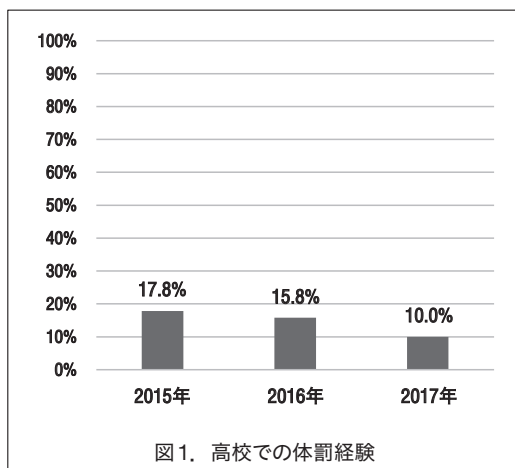
阿江(2000)の研究結果から、できないことへの叱責が主たる原因であること、ミスした自分が悪いと思ひ込むことの問題、指導者になったら同じ方法(体罰)を指導方法で用いる可能性が高いこと、を強く主張する内容にした。さらに、体罰を否定するビデオを用いて「体罰」が禁止されていることを提示した。

## 3. 結果

### ①体罰体験の実態

#### A. 3か年の指導者からの体罰数の傾向

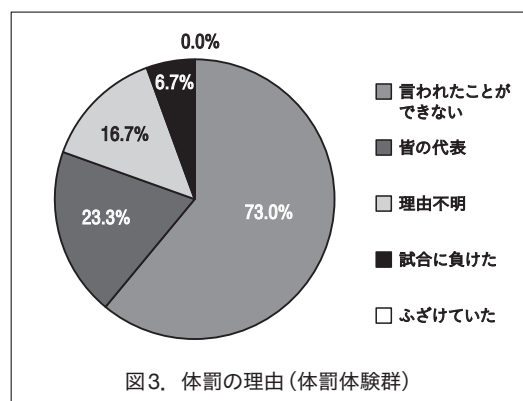
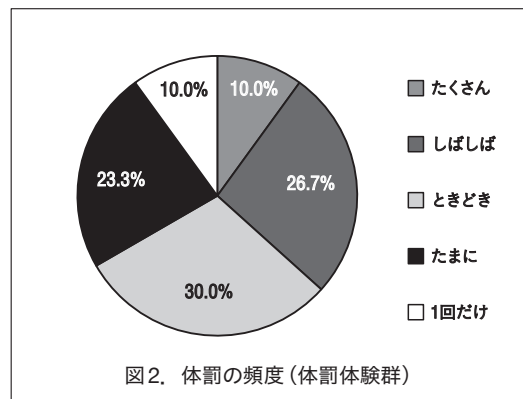
図1は2015年から2017年の3か年の大学1年次入学生、高校での体罰体験をまとめたものである。明らかに減少していることが分かるが、2017年でもまだ1割が体罰を体験していることがわかる。



#### B. 2015年の体罰体験の実態

2015年の参加者は99%が高校時代に運動部に所属していた。

高校時代に体罰を経験した31名に限定して、その体罰の様子を調べた。図2は体罰の頻度である。1/3はかなり頻繁に暴力を受けていたことが分かる。図3は、体罰の理由で、圧倒的に「言われたことができない」次が「皆の代表」であった。図4はその指導者をどう評価しているかの5段階評定尺度への回答率である(1全く尊敬できないから、5大変尊敬している)。4, 5の肯定的評定が7割を超えた。その理由は多いほうから、「本気で叱った」、「熱心な指導をした」、「練習方法が良い」、「自分の成績が上がった」、「自分のことを認めてくれた」、であった。やめてほしいと言えるかどうか聞くと、「他者に相談する」が3割、「意見を言う」が2割で、「知らん顔をする」17%が「耐える」グループと考えられる。他の部活動の体罰現場の目撃情報は14%で、種目はバレーボール、野球、剣道であった。図5は体罰をどのように感じるかを3件法で聞いたものであり、「仕方ない」、「必要」、という肯定派が半数近くを占めることが分かる。



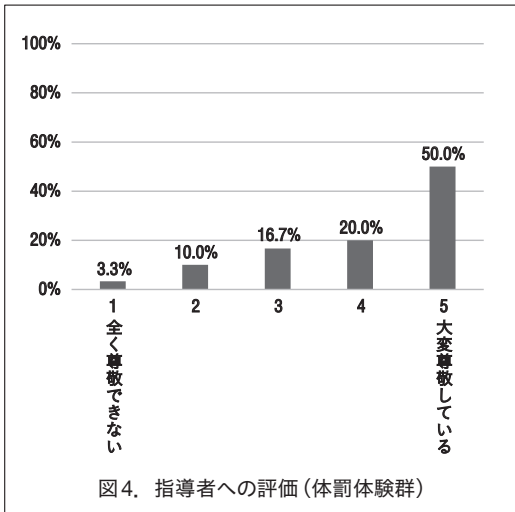


図4. 指導者への評価(体罰体験群)

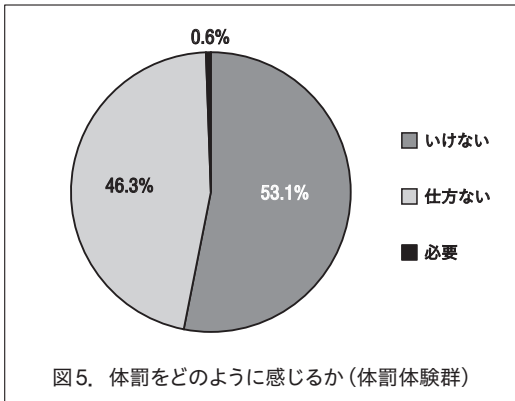


図5. 体罰をどのように感じるか(体罰体験群)

しかし、図6のように体罰に対して既に「持っている考え」を「必要性」として問うと、授業前では6割くらいが否定した。肯定は15%であり、態度を決めかねた27%が態度変容の可能性を秘めていると考えられる。

参加者の体罰経験群と非経験群の過去(小学校から高校まで時期を特定していない)の全国大会出場回数を参考までにまとめたものが図7である。時期を特定していないので、過去だけが回想されている。確かに体罰体験群のほうが1回の全国大会出場が多いが、体罰なしでも全国大会に5回以上出場しているものが16%いることは強調されるべきであろう。図8は体罰を受けても大きな大会に出場したいと思うかを問うた。適合度<sup>注2)</sup>を算出すると $T=11.8$  ( $P < 0.05$ ) 自由度4で、回答の分布に統計的な有意差が

あることが示された。「全く嬉しくない」では、体罰なし群はあり群よりも多く選択し(1、2を選択、29%)、「大変うれしい」では、体罰あり群はなし群よりも多く選択した(4、5を選択、32%)。

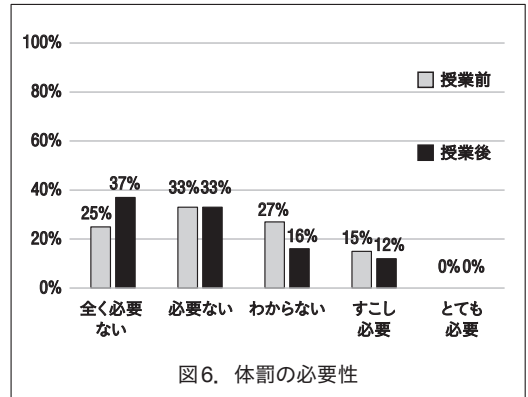


図6. 体罰の必要性

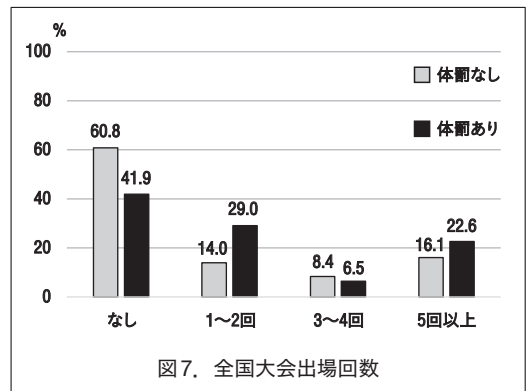


図7. 全国大会出場回数

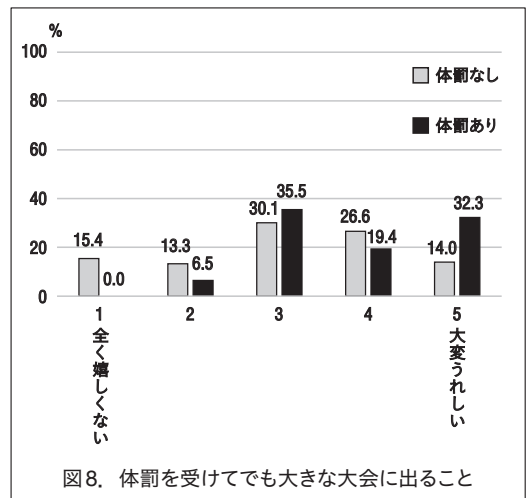


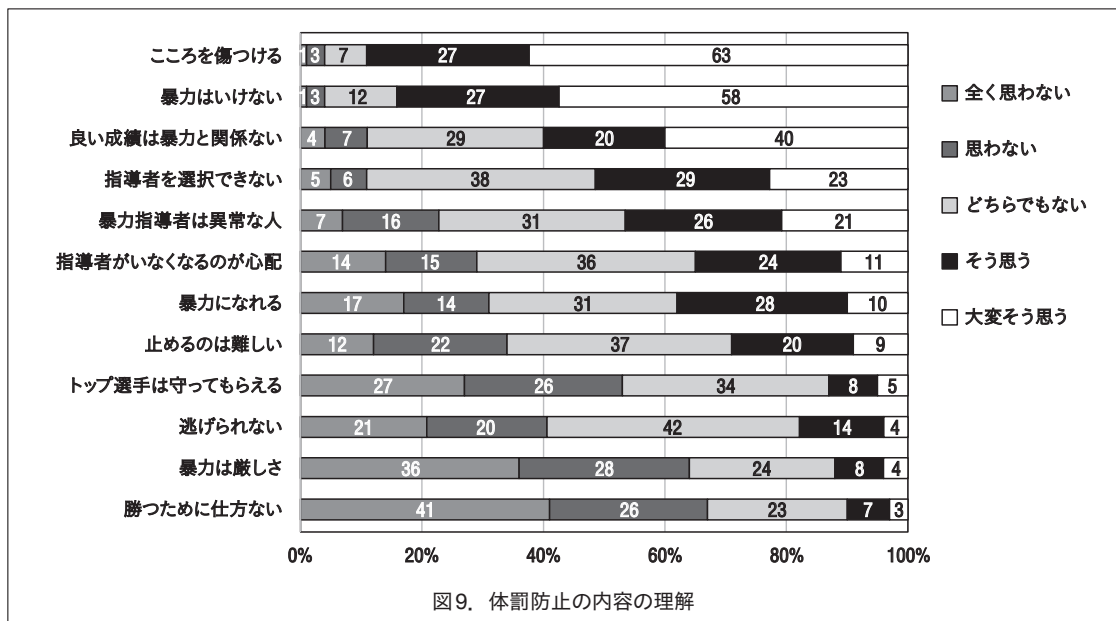
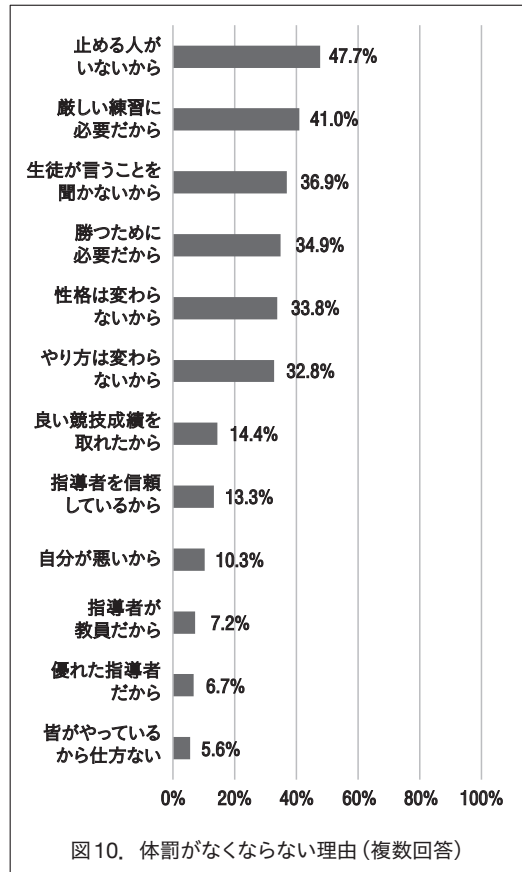
図8. 体罰を受けても大きな大会に出ること

## ②体罰禁止授業の効果測定

図9は、体罰防止を授業で教育したのちの12項目への参加者の考えをまとめたものである。「こころを傷つける」、「暴力はいけない」、「良い成績は暴力とは関係ない」、と強く認識された。また、「勝つためには仕方ない」、「暴力は厳しさである」、は強く否定された。しかし、「指導者がいなくなるのが心配」、「暴力に慣れる」、「止めるのは難しい」、は是非が半々であった。

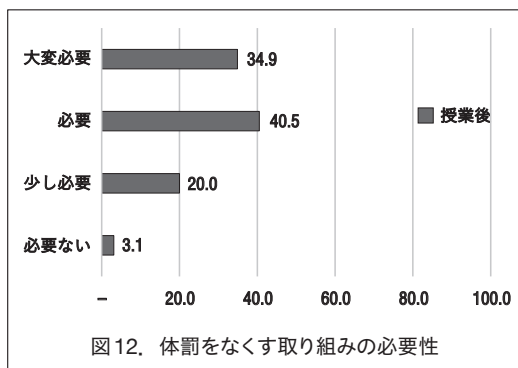
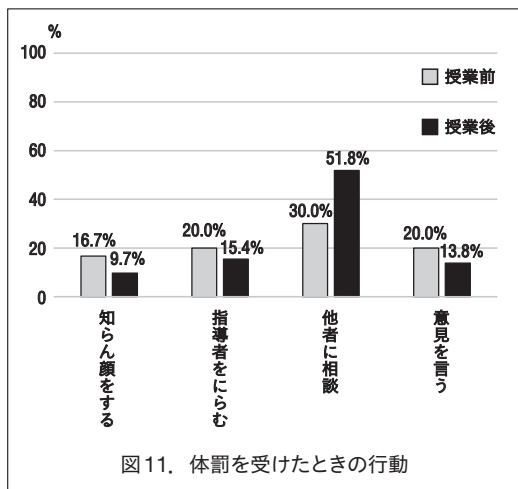
図10は体罰がなくなる理由をどう考えるかを複数回答可として回答させたものである。「厳しい練習に必要」「勝つために必要」「生徒が言うことを聞かない」と3割の者が考え、「止める者がいない」、つまり複数のコーチがいけない環境を指摘したものが一番多かった。

体罰の必要性が変化したかは、図6の「授業後」に示されたが、「全く必要ない」が大きく増え、「わからない」が減った。適合度を算出すると(「必要」が0人だったので除いて計算した)、 $T=9.5$  ( $P<0.05$ ) 自由度3で、回答の分布に差があることが示された。「全く必要ない」が授業前に比べ授業後がより多くなり、「わからない」が授業後により少なくなった。体罰の必要性に対する回答の分布の違いは、授業の影響と考えられる。





また、図11は体罰を受けたときにどのような行動をとるかを比較したものである。知らん顔をするものが減り、他者に相談するが増加した。声をあげることの重要性が少し理解されたようだ。図12は体罰をなくす取り組みの必要性を示したものである。95%以上が必要であると回答した。



#### ④グループディスカッションとその影響

図13はディスカッション後の体罰についての考えをまとめたものであるが、「仕方ない」、「わからない」が、4割を超えたことが分かる。体罰に反対する割合が図6の授業後の「必要ない」の割合に比べて低下してしまっ。図14で「少しくらいは仕方ないと思った」者が3割、「どちらが良いかわからなくなった」者が2割いたことは特筆できる。

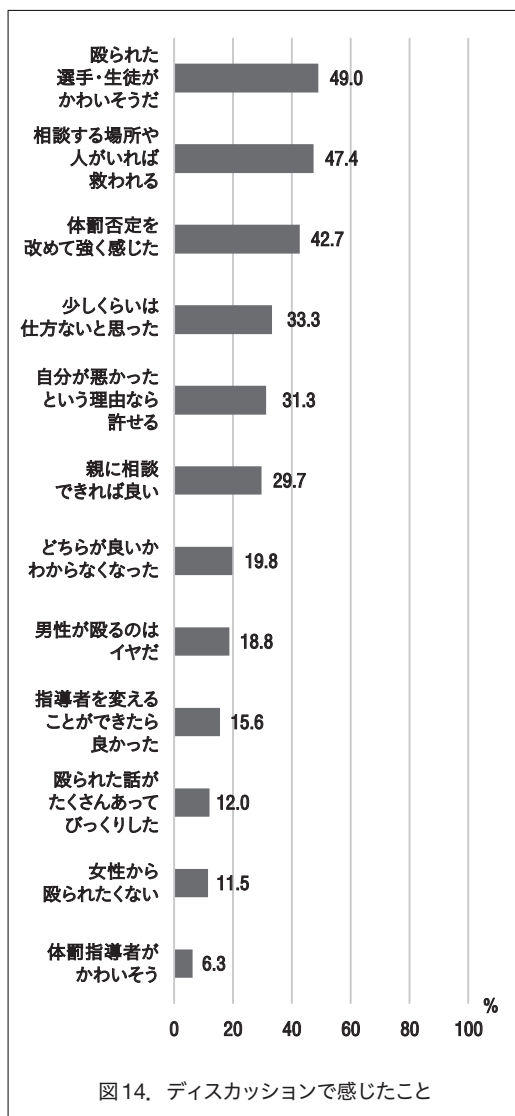
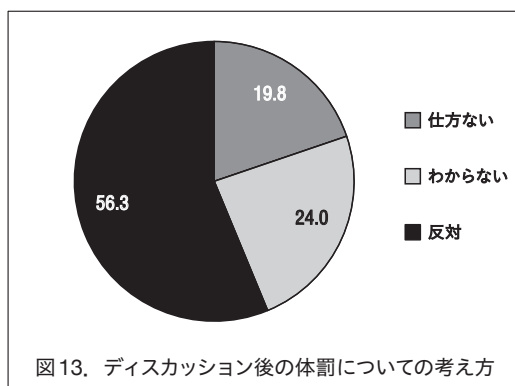
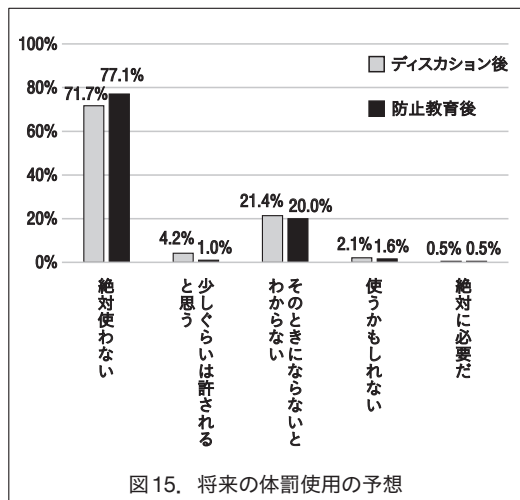


図15は、将来の自分の指導行動で体罰を用いるかを答えさせたものである。授業の効果は70%くらいまでということかもしれない。体罰指導者予備軍が3%ほど残った。



#### 4. 考察

体罰が2013年に大きな社会問題となって、根絶が提唱されたにもかかわらず、2017年体育系女子大学入学者の1割が高校で部活動の指導者から体罰を受けていることが明らかとなった。また、他の部活動でも体罰を受けている生徒を目撃していることも分かった。体罰経験者に限定したその指導者への評価は、肯定が大変多かった。フロイトの集団心理学から体罰温存のメカニズムを明らかにしようとした松田(2015)の研究からは以下のことが示されている。指導者は選手たちから「ほれこみ」を維持するために体罰を用いる、つまり「指導者にあこがれる選手や良い指導者になろうとする指導者が体罰温存に関わる」という悲劇的な事態が起るというのである。「指導者へあこがれた」ことが指導者の肯定的評価につながっている。それを断ち切るために指導者との適切な距離について検討が必要となるだろう。

授業前のデータと授業後のデータは、参加者の自己申告に基づいたため、厳密には体罰防止授業の効果を正しく表しているとは言えないかもしれない。体

罰防止授業の前の授業に出席していた参加者と防止効果の授業を行ったときに出席していた参加者のデータの比較に過ぎない。個人の中で本当にどのように変容が起きているかについては他の方法で調査すること必要となる。今回の結果は、的外れとは言えないが、厳密に正しいとも言えないので、それを勘案して結果を理解してほしい。

体罰を必要と感じたり、容認したりするグループは少数だが一定数存在する。本研究の結果で示された大きな大会に出場することに意義を感じる(図8)も、体罰否定に思考変容できない原因の一つであると考えられる。これについては、図13に示されたように、話し合いで容認傾向が増えることを指摘したい。話し合いでは体罰体験の強さに議論が制圧される雰囲気が見られた。越中(2014)は、意見交換することで、体罰反対だったものが容認する方向に流れやすいことを見出している。フェスティンガーの強制的承諾理論(フェスティンガー、永末俊郎監訳、1965)では、不協和状態が生じたとき、「不協和」を生じさせる影響が除去されやすいと説明されており、それで説明できるかもしれない。「体罰は正しい方法ではない」という考えは「正論」であるが、体罰を用いる指導者に出会ったり、大きな大会に出られたのは体罰のおかげと考える者との出会いは、認知的不協和を生じさせやすい。しかし、体罰の重要性を過少視する、例えば「仕方ない」として受け入れることで、不協和は低減するのである。しかし、この理論に基づいて説明するには今回の資料だけでは十分ではなかった。

谷釜ら(2016b)は、卒業学年対象に「体罰・暴力」をどのように思ったかを調査した。その結果は、97%が「体罰は行ってはいけない」と考えていたが、0.3%にあたる2名が「行っても良い」と考えていた。また、「体罰をなくす教育」の効果については肯定58%であり、否定は7%であったが、「否定」は認知的な受け入れであり、「体罰排除教育の新たな取り組み」をしなければ、体罰を過少視する者が出てくると考えられたのである。本研究では体罰禁止の取り組みの必要性は十二分に認識されていたが、指導行動の予想では、話し合いで容認へ変わる者や、「その時にならないと」いう2割の存在が明らかになった(図



15)。

ディスカッションでは圧倒的な競技成果に自信を持つ体罰経験者の声が大きかったことが総合的な体罰否定に進まなかった原因だと考えられる。扱う題材や未熟な子どもに体罰が与える影響に対する気づきなど、内容を工夫すれば体罰による問題を実感でき、過去の記憶にふたをすることも止めさせられる可能性がある。

少しずつ体罰は減少しているが、2018年になっても様々な体罰、例えば愛知県名古屋市の私立高校野球部監督の部員に対する暴力が報道されている(読売新聞、2018)のは大変残念である。どのような教育内容が体罰否定の信念に有効であるかを検討することはまだまだ必要である。また、体罰の生起に常に目を光らせておく必要があるだろう。

## 5. まとめ

本研究は、2015年から2017年入学の体育系女子大学1年生を対象に、高校の運動部指導者からの体罰経験を調査した。また、2015年に授業で体罰禁止教育を行い、その効果を測定することを目的とした。

高校運動部指導者の体罰は徐々に減少したが、1割でまだ行われていることが明らかとなった。体罰の理由は「言われたことができない」「皆の代表として殴られた」で、多くの者がその指導者を尊敬していた。体罰経験者の全国大会出場の割合は非体験者より明らかに高かった。

体罰禁止授業の後は、体罰が与える負の影響が理解され、体罰は必要ないと考える者が増え、体罰は他者に相談するという行動が支持された。しかし、グループディスカッションを行わせると、「仕方ない」「わからない」が4割にのぼり、体罰経験が競技成績に結びつくという認識に影響されたと考えられた。

注1) 体罰根絶の緊急声明は、2013年1月31日に一般社団法人日本体育学会ウェブページで示され、体罰・暴力根絶のための検討課題(最終報告)がウェブ上で公開されている(日本体育学会、2015)。

注2) 適合度 測定値の分布が理論上の分布にどの程度当てはまるか、その当てはまりの程度をいう。

## 付記

調査に関しては、2015年から2017年まで、それぞれの年度に東京女子体育大学の研究倫理委員会に申請を行い、許可された。また、調査用紙の最後に結果の公表に関する許可を求め、不許可を表明したもののデータは集計から除外している。

調査結果は、(株)エスミ社の「エクセル統計」ソフトを用いて分析を行った。

本研究は、日本体育学会67回大会(2016年8月大阪体育大学)で「刷り込まれたスポーツ指導者の暴力行動の肯定 体育系大学生の学年による認識の違い」、日本体育学会第69回大会(2018年8月徳島大学)で「体罰指導容認の背景について——認知的不協和による体罰の容認」、第8回アジア南太平洋スポーツ心理学会(2018年6月29日-7月3日、啓明大学、韓国、大邱市)で「Understanding about non corporal punishment coachin - From the viewpoint of experience in high school days and subsequent growth」のテーマで発表したものを加筆修正してまとめたものである。

## 引用文献

- 阿江美恵子(1990) スポーツ指導者の暴力的行為について、東京女子体育大学紀要、25:9-16。  
 阿江美恵子(1991) 暴力を用いたスポーツ指導における体罰、東京女子体育大学紀要、26:10-16。  
 阿江美恵子(2000) 運動部指導者の暴力的行動の影響:社会的影響過程の視点から、体育学研究、45:89-103。  
 越中康治(2014) 幼児の体罰に関する保育者・教師の信念に及ぼす意見交換の影響、幼児教育研究年報、30:13-21。  
 フェスティンガー, L.(末永俊郎監訳、1965) 認知的不協和の理論 社会心理学序説、誠信書房:東京。  
 藤田主一、宇部弘子、福場久美子、鈴木悠介、本間悠也、小川拓郎、深見将志、藤本太陽、齋藤

- 雅英、谷釜了正 (2014) 体罰・暴力における体育専攻生の意識と実態、日本体育大学紀要44-1: 21-32.
- 松田太希 (2015) スポーツ集団における体罰温存の心的メカニズム —S.フロイトの集団心理学への着目から—、体育・スポーツ哲学研究 37-2: 85-98.
- 松田太希 (2016) 教師は暴力的存在である —体罰の淵源を見据えて— 広島大学大学院研究科紀要第一部 65: 35-41.
- 宮坂一敏、田原卓、福場久美子、藤田主一 (2016) 体育専攻学生の体罰認識度に関する研究、日本体育大学紀要45-2: 119-129.
- 宮坂一敏、市川優一郎、藤田主一 (2018) 体育専攻学生における体罰意識の本質を探る —テキストマイニングによる体罰意識の分析—、日本体育大学紀要47-2: 207-216.
- 文部科学省 (2013a) 体罰の禁止及び児童生徒の理解に基づく指導の徹底について (通知)、24文科初第1269号、平成25年3月13日 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm)、2018年11月12日参照.
- 文部科学省 (2013b) 体罰の実態把握について (第一次報告)、平成25年4月26日、文部科学省 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/\\_icsFiles/afieldfile/2013/04/26/1334243\\_01\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2013/04/26/1334243_01_1_1.pdf)、2018年11/12参照.
- 森克己、ダニエル・ラインド、ミシア・ガーヴィス、マイク・カラン、中本浩揮、エルメス・ディビット、濱田幸二、坂中美郷、中村勇、山田理恵 (2015) 我が国におけるスポーツ指導者による子どもに対する虐待及び体罰の現状と子ども保護制度の必要性、鹿屋体育大学学術研究紀要50: 17-24.
- 日本体育学会 (2015) 体罰・暴力根絶のための検討課題 (最終報告)、日本体育学会 [https://taiiku-gakkai.or.jp/wp-content/uploads/2015/07/20150721\\_bouryoku\\_ng.pdf](https://taiiku-gakkai.or.jp/wp-content/uploads/2015/07/20150721_bouryoku_ng.pdf) 2018年11月12日参照.
- 齋藤雅英、依田充代、波多腰克晃、亀山有希 (2016) 3か国の体育系大学生における体罰の比較 一日本、韓国、イタリアを対象として—、日本体育大学紀要45-2: 93-103.
- 佐々木万丈 (2015) 女子高校生スポーツ競技者への指導者による体罰の実態、スポーツとジェンダー研究13: 6-23.
- 鈴木麻里子 (2014) 「体罰」に関する行政処分について —桜宮高校体罰問題を境に変容する「体罰」概念—、流通経済大学スポーツ健康科学部紀要9: 15-36.
- 庄形篤 (2018) 体罰肯定意識の形成過程と〈成長〉に収斂する運動部活動の構造: 事例研究による可能性の示唆、早稲田大学学位論文博士 (スポーツ科学).
- 谷釜了正、福場久美子、宇部弘子、鈴木悠介、深見将志、市川優一郎、軽部幸浩、藤田主一 (2016a) 日本体育大学の体罰経験の実態と変容 —学年による比較分析— 日本体育大学紀要46-1: 77-90.
- 谷釜了正、福場久美子、宇部弘子、鈴木悠介、深見将志、市川優一郎、軽部幸浩、藤田主一 (2016b) 日本体育大学の体罰排除教育の効果 —卒業年次生の分析—、日本体育大学紀要46-1: 91-104.
- 谷釜了正、福場久美子、市川優一郎、小川拓郎、鈴木悠介、深見将志、本間悠也、雨森雅哉、宇部弘子、軽部幸浩、藤田主一 (2016c) 日本体育大学の体罰排除教育の効果 —運動部活動の種類と所属状況の比較— 日本体育大学紀要46-2: 189-218.
- 読売新聞、2018年11月14日朝刊.